

「生活援助算定の判断と流れ」及び「生活援助中心型の回数を超える場合の対応」について

① 利用者本人が要支援1～2・要介護1～5である。

② 利用者本人に対して生活援助が必要である。

- ・利用者本人ができるのか、できないのか。利用者本人ができることは、生活援助に含まれない。
- ・「家事の経験がない等、やったことがない」、「家族に負担をかけたくない」、「利用者本人が家族のためにやってきた家事をヘルパーに代行してもらいたい」などの理由も生活援助が必要であることとして認められない。
- ・利用者本人が家事行為のすべてをできないとしても、一部でも工夫すればできること、またはできそうなことを見極める。
- ・利用者本人ができる、またはできるようになる可能性がある生活行為の代行により、ADL や IADL の低下を招かない。

③ 「同居家族の有無」

- 《同居》 同じ家屋に家族等が住んでいること、二世帯住宅や同一敷地内に家族等が同居していること。
- 《別居》 別敷地別棟であること、マンション等においては別個別室であること。

《同居家族がない場合 ・ 同居家族がいる場合》

○原則算定はできないが、一律機械的に不可としてはいけない
(※平成19年12月20日 厚労省老健局「事務連絡」)

④ 「家族等が障がい、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」

- 【障がい】
障害者手帳の有無や障がい認定だけの判断ではなく、障がいに起因して実際に家事を行うことが困難であるかという視点で判断すること。
- 【疾病】
疾病名を明らかにするとともに、十分なアセスメントを行うことなどにより、疾病によってどのような家事を行うことが可能なか、不可能なかを見極めること。
(※この場合の医師診断書による確認・保管は不要)

【障がい・疾病がある場合 ・ 障がい・疾病がない場合】

⑤ 「同様のやむ得ない事情により、家事が困難な場合」

利用者及び家族を含めたサービス担当者会議において、該当理由を共通認識とし、しっかりとした内容の記録、及びケアプランへの位置づけを短期的なものとし、改善に向けての働きかけを継続する必要がある。

【やむを得ない事業があり場合 ・ やむを得ない事情がない場合】

○ アセスメントにおいて、「家族の介護力」に注目する！

生活援助の算定はできない。

⑥ 提供するサービスの内容が適切か

- ・規定されている範囲内のサービスである。(←平成12年3月17日 老計第10号)
- ・基準を満たしているか(←平成12年2月10日 厚生省告示第19号、平成12年3月1日老企第36号第2の2(5))
- ・保険給付として不適切な事例に該当していないか(←平成12年11月16日老振第76号)

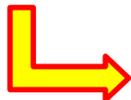
【適切な内容である場合 ・ 不適切な内容である場合】

生活援助の算定は出来る 生活援助の算定はできない

⑦ 居宅介護サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合

- ・提供する生活援助中心型サービス回数が利用者の自立を妨げていないか。
- ・サービス担当者会議等で規定回数を超えることへのサービスの必要性が検討されているか。
- ・当該ケアプランについて利用者及び利用者家族への説明及び同意は得ているか。

【規定回数以上の場合】



市役所にケアプランを提出
※必要性の説明



行政主催の地域ケア会議にて検討
※個別ケア会議
参加者 行政職員、他職種

【必要 ・ 再検討】



サービス提供の実施

行政主催の地域ケア会議にて再検討
※個別ケア会議

参加者 担当ケアマネ、サービス提供者等
行政職員、他職種

★規定回数以上の理由等の確認及び代替サービス情報の提供

【必要 ・ 是正】



サービス提供の実施



ケアプランの見直し・再提出